



ためのものです。

「第三表 繰越明許費」です。一般事務費及び証明書コンビニ交付事業は、ともに市民課の事業で、令和7年度から戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名が追加されることに伴い、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システムを改修するものですが、国からの補助金が令和5年度中に交付決定され、令和6年度に改修を行うため、令和6年度に繰越すものです。

歳入です。「15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金、説明欄1 障がい福祉サービス費等負担金」7,500万円は、施設サービス費等に対する負担金です。「説明欄5 障がい児施設給付費等負担金」1,000万円は、障がい児支援事業に対する負担金です。「2目 衛生費国庫負担金、説明欄3 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備費負担金」351万6千円は、あいとぴあセンター管理運営費に充当するものです。「2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、説明欄2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金」1,125万3千円は、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システムの改修費に対する10/10補助です。「説明欄5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」7億46万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金のうち、低所得世帯支援枠及び、推奨事業メニューとして、住民税非課税世帯特別給付金（追加的給付）事業に充当するものです。

「16款 都支出金、1項 都負担金、1目 民生費都負担金、説明欄1 障がい福祉サービス費等負担金」3,750万円は、施設サービス費等に対する負担金です。「説明欄5 障がい児施設給付費等負担金」500万円は、障がい児支援事業に対する負担金です。「2項 都補助金、1目 総務費都補助金」5,547万2千円は、市町村総合交付金を増額するとともに、義務教育就学児医療費助成へ充当するものです。「2目 民生費都補助金、説明欄10 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金」135万円は、認知症高齢者グループホーム整備促進事業に対する10/10補助金を増額するものです。「説明欄2 障がい者施策推進区市町村包括補助事業補助金」399万6千円は、重症心身障がい者（児）通所事業に対する10/10補助です。「説明欄3 乳幼児医療費助成事業補助金」399万3千円は、乳幼児医療費助成に対する補助です。「説明欄4 義務教育就学児医療費助成補助金」547万2千円は、義務教育就学児医療費助成に対する補助です。

「19款 繰入金、1項 繰入金、1目 基金繰入金」は、財政調整基金繰入金を1億2,410万2千円増額するとともに、都市計画事業基金から5,000万円を繰入れ、調布都市計画道路3・4・16号線整備費（岩戸北区間）に活用

するものです。

「21款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、説明欄7 雑入」のうち258万5千円は、デジタル基盤改革支援補助金で、計算事務費に対する10/10補助です。「説明欄8 多摩川衛生組合負担金清算金」3,363万2千円は、令和4年度負担金の清算分です。

歳出です。「1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、説明欄1 人件費」は、20万円増額するものです。人件費については、人事異動や給料改定等を踏まえ、款、項ごとに増減しています。全体の増減については、後程説明します。

「2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄8 職員管理費」1,300万円は、正規職員の育児休暇等に対応するため、会計年度任用職員を増員するものです。「7目 企画費、説明欄7 市民活動支援センター関係費」59万1千円は、市民活動支援センターが、令和6年4月から市役所本庁舎501会議室にて活動するため、移転関連経費を計上するものです。「説明欄19 『絵手紙発祥の地-狛江』推進関係費」50万円は、8月31日に逝去された名誉市民である小池邦夫先生をしのぶ会を、一般社団法人日本絵手紙協会の共催で実施するものです。「8目 計算事務費、説明欄1 計算事務費」258万5千円は、令和6年度に個人住民税特別徴収税額通知の電子化が開始されることに伴い、住民情報システムで使用している外字と文字情報基盤文字との同定作業を実施するものです。「11目 諸費、説明欄1 一般事務費」988万3千円は、青梅市にある一般社団法人 自立支援塾が運営する自立支援塾ぱん工房（就労継続支援B型）において、給付についての不正請求があり、東京都から指定の取消が決定され、同施設に支出していた訓練等給付費にかかる国や都の負担金について、還付を求められたため、都へ返還するものです。「2項 徴税费、2目 賦課徴収費、説明欄1 一般事務費」500万円は、大手法人の予定申告や相続に係る不動産売却の修正申告が発生したため、市税還付金及び還付加算金を増額するものです。「3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、説明欄2 一般事務費」937万2千円及び、「説明欄7 証明書コンビニ交付事業」188万1千円は、第三表 繰越明許費で説明したとおり、令和7年度から戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名が追加されることに伴い、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システムを改修するもので、国からの補助金が令和5年度中に交付決定され、令和6年度に改修を行うこととなったことから、令和5年度に予算を計上し、令和6年度に繰り越すものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、説明欄39 住民税非課税世帯特別給付金（追加的給付）」7億46万円は、国の「デフレ完全

脱却のための総合経済対策」において、低所得世帯支援枠が追加的に拡大され、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付するものです。また、住民税の均等割は課税されているものの、所得割が非課税の世帯も対象となるよう、市独自の支援として、対象世帯を拡大するものです。

「4目 老人福祉費、説明欄2 認知症高齢者グループホーム整備促進事業」135万円は、令和6年4月開設に向け整備を進めているものですが、都補助の単価が増額されたことに伴い、介護施設等の開設準備経費等支援事業補助金を増額するものです。「8目 障がいサービス費、説明欄4 施設サービス費」1億1,000万円、「説明欄7 地域生活援助」4,000万円は、生活介護や就労継続支援、生活寮等の利用者が増えているため、増額するものです。

「説明欄24 重症心身障がい者（児）通所事業」は、あいとぴあセンター内の生活介護事業所が事業の整理を行い、経営基盤の強化を図るものです。「2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、説明欄2 一般事務費」19万8千円は、保育園や放課後クラブにおける保育士や支援員等を民間の求人募集サイト等に掲載し、人材を募るものです。「説明欄3 障がい児支援事業」2,000万円は、放課後等デイサービスの利用者が増えているため、増額するものです。「2目 児童措置費、説明欄3 乳幼児医療費助成」1,263万4千円及び「説明欄4 義務教育就学児医療費助成」2,661万3千円は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の医療費が伸びているため、増額するものです。「4目 保育園費、説明欄3 保育園維持管理費」5,322万3千円は、保育士等の不足に対応するため、それぞれ増減させているものです。「5目 学童保育費、説明欄3 放課後クラブ」204万円は、支援員の不足に対応するため、それぞれ増減させているものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、説明欄3 あいとぴあセンター管理運営費」533万4千円は、令和6年4月から、あいとぴあセンター内に、改正児童福祉法に基づく子ども家庭センターを設置するため、事務室の改修等を実施するものです。

「8款 土木費、2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費、説明欄1 道路維持費」1,304万6千円は、中和泉一丁目の資材置場を所有者へ返還するため、撤去・整地するものです。「4項 都市計画費、3目 街路事業費、説明欄2 調布都市計画道路3・4・16号線整備費（岩戸北区分）」5,000万円は、用地取得等を推進するものです。

「10款 教育費、5項 社会教育費、3目 公民館費、説明欄2 公民館運営費」77万円は、市民センターの大規模改修に併せ、利用団体の活動機会を増やすため、公民館の利用区分を3区分から4区分に増やす施設予約シス

テムの改修を実施するものです。

「11款 公債費」は、利率見直しと、令和4年度の借入額及び利率の確定に伴う整理により、元金を1万1千円増額、利子を341万2千円減額するものです。給与費明細書です。特別職については、東京都人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.1月増やし、市長等の期末手当を28万7千円増額するとともに、議員についても、0.1月増やしますが、予算額内での支給が可能であるため、増額を行わないものです。一般職については、下段の表にあるように、正規職員の育児休暇や保育園等の会計年度任用職員を増員しているため、報酬を2,925万3千円増額、給料では、東京都人事委員会勧告に基づき、給料改定に伴い1,320万円の増額、正規職員の育児休暇等による整理で520万円の減額、職員手当では、東京都人事委員会勧告に基づき、勤勉手当の支給月数が0.1月増えるため、2,080万円の増額等を行うものです。

なお、人件費の勤勉手当の基準日が12月1日であることから、第4回定例会において初日審議をお願いします。

続いて、令和5年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。今回の補正予算の内容は、令和7年度中に実施する国民健康保険事務処理標準システムへの移行を見据え、現行システムのクレンジング対象データの調査・分析等を行うものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ165万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億1,408万5千円とするものです。

歳入です。「6款 諸収入、3項 雑入、4目 雑入、説明欄1 雑入」165万円は、デジタル基盤改革支援補助金で、一般事務費のデータ移行準備委託に対する10/10補助です。

歳出です。「1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄1 一般事務費」165万円は、令和7年度中に実施する国民健康保険事務処理標準システムへの移行を見据え、現行システムのクレンジング対象データの調査・分析等を行う準備経費です。

続いて、令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）です。今回の補正予算の主な内容は、東京都人事委員会勧告に基づき、職員の給料や勤勉手当の増額等、人件費等を整理するものです。

収益的支出です。「1款 下水道事業費用、1項 営業費用、4目 総係費、補正予定額」170万2千円は、人件費を整理するものです。「2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額」85万8千円の減は、利率見直しと、令和4年度の借入額及び利率の確定に伴い、企業債利息を減額するものです。

資本的支出です。「1款 資本的支出、3項 企業債償還金、1目 企業債

償還金 補正予定額」2万7千円は、利率見直しに伴い、建設企業償元金償還金を増額するものです。以上の内容に基づき、収益的支出の補正、資本的支出の補正等を整理しています。

なお、一般会計と同様に、人件費の勤勉手当の基準日が12月1日であること等から、第4回定例会において初日審議をお願いします。

当初提出予定議案について追加説明です。当初提出予定議案として了承いただいている、狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和6年1月1日から開始される産前産後期間における国民健康保険税の免除に伴う所要の改正を予定していますが、国から準則等が示されていないため、一度取り下げとし、準備が整い次第、追加予定議案として提出したいと考えています。

併せて、同じく当初提出予定議案で予定していた狛江市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、東京都人事委員会勧告に基づき給料月額の設定や勤勉手当を改正するものですが、給料月額について、技能労務職の給料表が示されていないため、狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例として、技能労務職の給料月額の設定のみ追加提出議案としたいと考えています。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 国や都の委託事業についても、人事委員会勧告が上がる場合は委託費として収入できるのですか。

部長 委託費の確定自体が年度末頃になることから、確定の際にある程度は配慮されると考えられます。

副市長 国民健康保険税条例について、追加提出議案の場合、最終日決定となってしまいますが、1月1日からの施行に間に合いますか。

部長 間に合うよう準備しています。

市長 当初提案に間に合うようであれば対応していただき、遅滞なく実施できるよう手続きを進めてください。特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「都市計画税率について」の説明をお願いします。

部長 都市計画税率については、狛江市都市計画税条例第3条において税率を100分の0.3と定めていますが、同条例附則第19項において、令和3年度から5年度までの各年度の税率を100分の0.25とする特例措置を講じています。この特例措置が令和5年度までとなるため、今後の都市計画事業の予定から、令和6年度から8年度までの税率を、引き続き100分の0.25とするものです。令和6年度から8年度までの都市計画事業としては、調布都市計画道路3・4・16号線整備（岩戸北）事業や都市計画公園整備事業を進めていきますが、

都市計画事業に対する財源として国・都支出金を差し引いた都市計画税充当事業費を見ると、令和6年度及び8年度は税収が上回り、令和7年度は税収が下回る見込みとなっており、3箇年合計で見ると税収が下回ります。令和9年度以降も、都市計画公園整備事業や調布都市計画道路3・4・16号線整備(岩戸北)事業、更に岩戸南側への延伸等の大規模事業を予定しています。今後の都市計画事業費の増加に備えるため、都市計画税が過剰になる場合は、都市計画事業基金に積立て、今後の財源として確保したいと考えています。このような理由から令和6年度から8年度までの都市計画税率は、引き続き100分の0.25を継続とするものです。庁議で了承後、条例改正案を第4回定例会に提案します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和6年度一般会計予算要求の状況について」を報告してください。

部長 令和6年度の一般会計の予算要求状況は、職員人件費を除いて312億1,091万3千円、令和5年度当初予算比33億2,335万1千円、11.9%の増となっています。主な増額の要因は、民生費が12億5,600万円と最も大きく伸びており、和泉小学校放課後クラブ新設工事や地域生活支援拠点への建設費補助のほか、障がいサービス費、児童手当、義務教育就学児医療費助成等、扶助費が大きく伸びています。次いで教育費が9億8,100万円と伸びており、狛江第一中学校改修二期工事や市民センター改修工事が始まるものです。この他、総務費が5億6,900万円で、システムの標準化経費が大きく伸び、土木費は2億4,800万円で、(仮称)駒井公園整備事業での用地取得費が大きく伸びています。中期財政計画の見込みよりも、15億円強、超過している状況です。今後の予定ですが、本日庁議後、部ごとに政策調整会議を行い、その中で政策的に課題となる案件について調整を図ります。

市長 政策調整会議では、その場で回答できるよう準備をしてください。続いて、報告事項2「職員の営利企業等の従事制限の今後の運用について」を報告してください。

部長 11月7日庁議において報告された一般社団法人狛江まちみらいラボの設立に伴い、当該法人の業務を今後職員個人が担う場合に、兼業の申請・許可手続が必要になることから、職員の営利企業等の従事制限の今後の運用について、兼業ガイドラインを策定しました。資料1枚目を御覧ください。職員の営利企業等の従事制限の現状です。これまで本市では、地方公務員法及び職員の営利企業等の従事制限に関する規則を根拠として、慣例的に一部の例外を除いて兼業を認めておらず、職員として兼業は行いづらい状況となっています。一方、全国の先進自治体においては、地域貢献や職員のスキルアップ

ブを目的に兼業を認めているところもあり、また、総務省においても、兼業に係るガイドライン策定や制度の弾力的運用が推奨されています。資料2枚目を御覧ください。職員の営利企業等の従事制限の今後についてです。狛江まちみらいラボが設立されたこの機会を捉え、兼業の許可基準をより明確化することで、兼業制度を利用しやすい状況をつくり、当該法人の業務も含め、地域貢献と職員の自律的なスキルアップ・キャリア形成支援が相互に推進されるよう、ガイドラインを定めるものです。内容については、今回新たに定める基準等に絞って説明します。まず、対象活動としては、「公益性が高く、継続的に行う必要がある地域貢献活動」、「市内外の地域の発展、活性化に寄与する活動」、「狛江市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条各号（第4号及び第5号を除く。）における職務に専念する義務の免除に該当する活動及び市の機関以外からの依頼を受け、市政又は学術に関する執筆活動」、「その他市長が必要と認めたもの」、いずれかに該当するものとします。次に対象職員として、「活動開始予定日において、入庁1年以上であること」、「活動開始予定日の前年度の人事評価が、B（標準）以上であること」、「所属長の許可が受けられること」とします。最後に時間等として、原則として「週8時間以下、1箇月30時間以下、平日（勤務日）3時間以下（市職員としての超過勤務時間を含む。）」、「勤務時間外（有給休暇を含む）又は職務免除、週休日及び休日の活動であり、職務の遂行に支障を来たすおそれがないこと」、「兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないこと」、とします。

市 長 本件について、質問ありますか。

副市長 （1）根拠に記載のある、職員の営利企業等の従事制限に関する規則第3条第2項の任命権者の許可の基準は、今回の方針と相違はないのですか。

部 長 規則第3条にある任命権者の許可の基準を、今回の方針（2）許可の基準等の「法令による基準」に記載しているところです。

市 長 続いて、報告事項3「学校給食費請求事件の判決について」を報告してください。

部 長 9月5日庁議にて専決処分を報告を行った学校給食費請求事件について、11月1日に判決が下り、主文、「（1）当庁令和5年（ロ）第683号事件の仮執行宣言付支払督促を認可する。（2）督促異議申立て後の訴訟費用は被告の負担とする。」となりました。理由の要旨としては、「被告は、令和5年10月25日の本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を明らかに争わないものとして、これを自白したものとみなす。」となっています。これは、令和2年度及び3年度の学校給食費未納分について、債務者1人に対する支払督促申立

書及び仮執行宣言付支払督促申立書を、立川簡易裁判所へ提出したところ、当該債務者から督促異議申立があり、市としてはこれを訴えの提起があったものとみなし専決処分を行いました。ただし、今回の督促異議申立理由が分割納付の希望であるため、裁判の中で分割納付の和解の申出があることが想定されましたが、裁判当日に被告の出頭はなく、今回の判決言渡しとなったところです。今後は、判決のとおり強制執行の手続きを行っていきます。

副市長 具体的には強制執行はどのようになりますか。

部長 財産の差し押さえのために給与、手当等の調査を行い、差し押さえとなりますが、通常税の差し押さえと異なり調査に時間を要すると考えられます。

市長 裁判後に本人と接触はありましたか。

部長 ありません。

市長 続いて、報告事項4「令和4年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について」を報告してください。

部長 本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、教育現場における生活指導上の取組の充実とともに、未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的としています。はじめに暴力行為についてです。小学校では令和3年度4件でしたが、令和4年度も4件の報告がありました。中学校は令和3年度10件でしたが、令和4年度は5件の報告となりました。小・中学校合計は9件となり、内訳としては「生徒間暴力」が4件、「器物破損」が5件でした。「生徒間暴力」については、「ふざけやからかい、瞬間的な怒りによる行為」が主な原因として挙げられ、「器物破損」の5件中3件は、教室の物を故意に破損させた行為でした。暴力行為の対応としては、WEBQUの結果等の効果的な活用による学級経営等の安定化を図ることや、瞬間的な怒りをコントロールするアンガーマネジメント等の指導が必要と考えています。

次に、いじめについてです。小学校の認知件数は令和3年度から増加し、令和4年度は令和2年度の約2倍となる34件の報告がありました。学年別では、1年生と4年生が少なく、それ以外の学年では7～9件の認知がありました。中学校は、令和4年度は令和3年度より11件増加し、25件の報告がありました。学年別では、2年生の認知件数が最も多く、3年生が最も少ない結果となりました。いじめの様態としては、小・中学校共に、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多いという結果となりました。いじめの認知件数については、小・中学校共に過去最高の件数となりましたが、これは小さいいじめを見逃さず、積極的にいじめを認知して対応した結果であったと捉えることができます。今後は、いじめの認知の学校間の格差の解

消や、早期防止、早期発見に向けた家庭や地域との連携のための体制づくりが必要であると考えています。

最後に、不登校についてです。不登校の出現率は、小学校では令和3年度の1%から令和4年度は1.6%。中学校では、令和3年度に5.9%、令和4年度は6.0%となりました。また、学校復帰率については、小学校では令和3年度より増加して29.3%、中学校でも令和3年度より大きく増加して約23.5%となりました。これは、学校が一人ひとりに寄り添いながら指導をしてきた結果であると推測されます。不登校の主な要因としては、小・中学校共に「無気力・不安」が約4割を占めました。小学校で2番目に多かった要因は「親子の関わり方」、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭の生活環境の急激な変化」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が同割合で多い結果となりました。それに対し、中学校で2番目に多かった要因は「その他」で約3割、次に「学業の不振」が多い結果となりました。不登校の対応については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的な自立を目指すための支援が求められています。不登校児童・生徒への支援の在り方については、今後も生活指導主任会、不登校教育相談対策委員会等において検討を進めていきます。また、コロナ不安を理由に長期欠席していた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要な感染対策や心理的ケアの充実に向けて、引き続き取り組んでいく必要があり、学校にその対策について支援していきます。

- 市 長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 いじめ問題対策委員会に上がるような重篤な案件はありましたか。
- 部 長 ありませんでした。
- 副市長 いじめに関して地域との連携についてはどのような想定をしていますか。
- 部 長 居場所の確保という観点での協力や指導員の確保についての検討となるかと思えます。コミュニティスクールもその一助になるかと思いい検討を進めています。
- 副市長 学校運営協議会での審議の案件にはならないのでしょうか。
- 部 長 コミュニティスクールについては現在組織の土台作りの段階であるため、今後の課題として検討を進めていきたいと考えてます。
- 市 長 不登校が出現するのは年度初めが多いのでしょうか。
- 教育長 5月の連休明けが特に注目するタイミングであり、次に2学期のはじめに出現する傾向にあります。
- 市 長 復帰率が高くなっていますが、復帰の時期の傾向はどうですか。
- 教育長 タイミングはそれぞれですが、1番多いのは年度末です。今までは年度末

まで復帰できない事例が多かったのですが、最近の傾向としては年度途中での復帰も増えているところです。

市 長            その他ありますか。

部 長            第47回狛江市民まつり実施結果についてです。11月12日に実施した第47回狛江市民まつりについては、従来の規模に戻った形での開催となり、各会場とも大変多くの方に楽しんでいただきました。朝方、雨が降る時間もありましたが、主催者発表で、延べ約6万8,000人の来場がありました。4年ぶりに実施したお神輿・お囃子やパレードも含め、関係機関、関係各課の協力もあり、事故等もなく無事に終了することができました。この場をお借りして、協力いただいた関係各課の皆様に御礼申し上げます。

市 長            児童の鼓笛隊等、多くの方に参加いただき賑やかなイベントとなりました。今回より新たにエコルマホールを会場としましたが、人流が分散されてよかったと思います。皆様の協力により、事故もなく盛大に開催することができました。ありがとうございました。他にありますか。

部 長            議場コンサートの実施結果についてです。11月9日に開催した議場コンサートについて、市民の皆様へ開かれた議会をより身近に感じていただくため、平成31年度よりコンサートを実施し、令和5年度で5回目の開催となります。全国大会出場を目指して練習を重ねた狛江高等学校箏曲部による成果発表の場として、水と緑のまち等、全4曲を披露いただき、来場者は57人でした。来場いただいた皆様、ありがとうございました。

市 長            他にありますか。

部 長            令和5年度昇任試験の申込者数についてです。申込者数は、主任試験45人、管理職試験7人、技能労務主任、主査はそれぞれ1人です。

市 長            管理職試験の女性割合はどうか。

部 長            7人中1人です。

市 長            結果として男女比が6：1となっているので、総務部としても女性が管理職試験を受けやすくなるような制度等を検討し、各部でもそのような環境づくりを意識してください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月21日午前9時00分から開催します。